

平成 3 0 年

# 総務委員会会議録

と き 平成30年2月27日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会総務委員会

日 時 平成30年 2月27日 (火) 午前10時00分～午前11時16分  
場 所 品川区議会 本庁舎 5階 第5委員会室

出席委員 委員長 伊藤昌宏君 副委員長 あくつ 広王君  
委員 高橋伸明君 委員 飯沼雅子君  
委員 石田しんご君 委員 須貝行宏君  
委員 吉田ゆみこ君 委員 松澤利行君

出席説明員 桑村副区長 中山企画部長  
柏原参事(企画調整課長事務取扱) 秋山参事(財政課長事務取扱)  
小林施設整備課長 中元広報広聴課長  
木村報道・プロモーション担当課長 仁平情報推進課長  
榎本総務部長 米田参事(総務課長事務取扱兼危機管理室長)  
島袋人権啓発課長 黒田人事課長  
立川経理課長 伊東税務課長  
齋藤会計管理者 安井選挙管理委員会事務局長  
江部監査委員事務局長 久保田区議会事務局長

○午前10時00分開会

○伊藤委員長

それでは、ただいまから総務委員会を開会します。

本日の予定は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、「報告事項」、および「その他」を予定しております。

また、昨日申し上げましたとおり、委員会終了後に、議会報告会の委員会報告に関してご意見を伺いたいと思います。

今日もよろしくご協力をお願いいたします。

---

1 報告事項

(1) 平成30年度組織改正（案）について

○伊藤委員長

それでは、まず、予定表1の報告事項を聴取いたします。

(1)の「平成30年度組織改正（案）について」を議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○柏原企画調整課長

それでは、私のほうから、平成30年度の区の組織改正の案につきましてご報告をいたします。

資料をご覧ください。こちらは、平成30年度の組織改正（案）ということで、各部ごとに改正する内容につきまして示してございます。

1ページ目からご覧いただけますでしょうか。まず、総務部からでございます。表の見方でございますが、左側は「新」と書いてございますのは、平成30年度以降、「旧」と書いてございますのは現行の組織でございます。その右側に、主な理由を記載させていただいております。

総務部でございます。まず、総務課は危機管理室の部分でございまして、こちらは、後ほど3ページ目に出てきます防災まちづくり部と関連しているところでございます。災害や有事の際に、より一層迅速な体制整備の観点といったところから、防災まちづくり部の防災課に国民保護担当を新設するという組織改正でございます。

それに伴いまして、総務部でございます危機管理室、特に「有事」と書いてありますけれども、テロや、今は弾頭ミサイルの話などもありますけれども、そういった国民保護に関する以外の部分の危機管理の事象に対する業務につきましては、総務課が引き継ぎを行うという改正でございます。

それから、その下、人事課でございます。人事課につきましては、今後、想定されております大規模な人事制度改正といったところを効率的、また円滑に対応していくために、制度担当を主査制に移行いたしまして、課内の所掌事務を見直しまして、制度・定数担当主査ということで名称変更してございます。

それから、その下、子ども未来部でございます。こちらは、保育需要の増加等による、業務拡大に伴いまして、特に私立保育施設の所管をする部分につきましては、保育支援課ということで課を新設ということでございます。

また、保育の質の維持向上といたしまして、保育課の中の組織を変えまして、保育教育担当を新設したということでございます。

では、おめくりいただきまして、2ページ目でございます。2ページ目、上段は福祉部でございます。

福祉部は、まず、福祉計画課、高齢者福祉課が関連してございます。理由のところに記載してございますが、地域包括ケアシステムの推進によって、介護・医療分野の連携強化といったところを目的といたしまして、福祉計画課のところに介護・医療連携担当を設置するというものでございます。

これに伴いまして、高齢者福祉課の、今まで保健医療・認知症対策係と言っていたものを、認知症に特化する形で、認知症対策係ということで、こういったところを強化、明確化するというところで、組織改正をしてございます。

また、臨時福祉給付金が終了してございますので、それに伴いまして、臨時給付金担当を廃止いたします。

それから、中段のところ、障害者福祉課でございます。こちらは、障害の重複化であったり、高齢化に伴いまして、係編成の見直しを行ってございます。今までは障害の種別ごとに担当を置いてございましたけれども、相談部門と認定事務に分けまして、機能による体制に集約するというところでございます。障害認定事務係、それから、障害者相談支援担当ということで、新しく担当を再編するというところでございます。

それから、その下、健康推進部でございます。こちらは、健康課でございますけれども、保健衛生業務の部分につきまして、いろいろな計画がございますけれども、こういったところの推進を目的といたしまして、保健調整担当を新たに新設するというものでございます。

それから、3ページ目でございます。防災まちづくり部でございます。これは、総務部のほうでご説明しましたけれども、国際情勢の緊張、それから、テロ等の脅威に対しまして、より迅速・的確な体制整備を目的といたしまして、国民保護の担当を新たに設置するというものでございます。

それから、最後、教育委員会事務局でございます。こちらは現在、庶務課に学校計画担当という担当がございますけれども、こちらの学校計画に関する事務が、今後、学務課と連携して学事制度に関わる事務が多くなっていくところがございますので、名称を変更して学務課に仕事を移すというものでございます。

以上が、平成30年度4月以降の組織の案ということでございまして、お示しさせていただいたものでございます。

なお、係名称等につきましては、まだ変更することがありますけれども、こちらの中身で平成30年以降、進めていきたいというものでございます。

区民の方への周知でございますけれども、広報しながわの3月21日号で、区民の方向けに窓口等の関係もございまして、周知を行うというものでございます。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○飯沼委員

順番にお伺いします。まず、総務部のところなのですが、危機管理室。危機管理の担当が新しく防災まちづくりのほうに移って、国民保護担当が新設になる。これが、プラス1の職員が増えた部分が行くのかどうかということと、テロなどの脅威という部分と、自然災害とは全く異質のものだと思うのですが、どうして防災のほうに行ったのか。もう一回、そこのところをお伺いしたいのが1点です。

あと、呼び方の問題なのですが、「担当（主査）制」と「担当（主査）」の違いを1点教えていただきたいと思えます。

## ○柏原企画調整課長

まず、防災課の関係のところでございます。防災課に国民保護担当主査ということで、組織のポストということで、国民保護担当の主査の係を置くというのが、まず、1点でございます。

それから、防災とテロ等の関係でございます。自然災害、今まで大地震等を見据えたところで危機管理体制があったということで、その部分につきましては、これまでどおり、防災課を中心に防災まちづくり部に置いたというものでございます。

あわせて、今回の危機管理の新たな部分ということで、テロといった部分でございますけれども、区といたしましては、例えば警察、消防、自衛隊も含めてですけれども、そういった機関との連携や連絡体制もでございます。そういったところは、特に防災まちづくり部の連携体制が密になっているところがございます。

国民保護担当は、これまでの国民保護計画は防災課で所管してつくってございますので、そういったところのつながりで、国民保護担当というものを防災課の中に設置して、連携体制が非常に強化できるようにという意味合いでございます。

それから、2点目のところでございます。「(主査)制」と「(主査)」というところでございます。これは、内部の中の決めの話なのですが、(主査)制」と「制」を置いたところは、いわゆる係長が複数人置けるという意味合いでございます。

## ○飯沼委員

続いて、子ども未来部のところなのですが、ここのところは区長も施政方針の中で、この8年間で保育の施設関係を2倍に増やしましたとおっしゃっておられるように、保育園に限らず、いろいろな保育の施設が増えているので、その支援体制がものすごく必須となっているなど感じたのです。

2課制にしていくということで、今回、定数のところでプラス4になっております。そこが、どこに配置されるのか。実際的に開設するところの準備、できた後のさまざまな機能も大事です。実際的に国、都からの補助金のお金の流れの計算もものすごく大変だと思うのです。その辺がどのように厚くなっていくのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

## ○柏原企画調整課長

まず、保育の部分でございます。冒頭、委員からもございましたけれども、この間、待機児童対策を含めて、こういった保育園の需要に対して力を入れてきたというところがございます。

組織上、区といたしましても、特に総合的待機児童対策というところで進めている部分においては、特に私立の保育施設の開設支援というものが業務的にも拡大してきたというところがございます。組織、ポストということで、こういった課、係を新たに新設して、1つの課で責任を持って所掌ができるようにということで体制強化を図らせていただいたところがございます。あくまでこちらは組織というところで、今回、ご報告させていただいておりますので、そういったところの充実を図ったというものでございます。

それから、プラス、後段のご質問にございましたけれども、例えば審査や施設の検査、法人の関係もでございます。こういったところを保育支援課で指導もあわせて行うというところで、こちらの課が担うということです。

こういった業務拡大、それから、施設も増えているというところで、こういった形で組織として充実を図ったというものでございます。

## ○飯沼委員

今の続きなのですが、保育課のところは、多分、最初の段階で職員51名になっていたかと思うのですが、先ほどプラスになったところがここに入ることなのか。特に新しく新設されている保育支援課がどういう人数体制になるのか、わかったら教えていただきたいのが1点です。

あと、2ページ目の福祉のところなのですが、介護・医療連携担当、ここはいいです。

健康推進部の保健調整担当が新設されていますが、ここの仕事の内容はおおよそどんなところなのか。ごめんなさい。前後してしまいますが、福祉部の障害のところ。先ほど知的、療育、精神と障害別の担当ではなくしてというところにおいて、この支援担当がどこでどのような仕事を担当するのか。ここを教えてください。

### ○柏原企画調整課長

まず、保育のところでございます。条例改正案として出しました定数の関係のところは、今現在、トータルで保育課、保育支援課のところでは人数の配置の調整をしているものでございます。今回、ご報告させていただいているのは、組織の体制として、こういう形といいますか、枠を強化させていただいた部分をご報告させていただいているものでございます。

それから、保健調整のところでございます。これにつきましては、これから区といたしましても、いわゆる健康への施策は非常に大切だろうという認識のもとで、特に保健衛生業務、これは専門職も含めてですけれども、今、庁舎の中にあります保健所、それから、健康課、それから、出先としてあります保健センターといったところの施策をどう進めていくのだというところであったり、職員間の連携の強化、それから、健康に対する計画も新たにたつてありますので、そういったところをどう推進するのかというのを、健康課本課でコントロールといいますか、調整できるような形でのポストをつけたというものでございます。

それから、障害者福祉の部分です。これにつきましては、理由のところでも若干触れさせていただいたのですが、障害に対するいろいろな課題がございます。そういったところを、今まで障害の種別ごとに係を分けていた。少し語弊があるかもしれませんが、縦割りのところがありました。それを、トータルで、そういった種別にこだわらないというか、かかわらず、相談が受けられるようにということで、課の中の体制を変更して、いわゆる相談体制の部分と、それから、認定、給付事務に関する部分を仕事、機能として分けてやっていこうということです。

この相談支援体制の支援担当（主査）制のところは、ポストとしては1つなのですが、先ほども少しご説明しました（主査）制です。これは人事の話ですので、具体的に人数や誰というのは別にいたしましても、例えば、地域割で相談が受けられるようにするといったところも可能になるような形での係編成の体制を変更させていただいて進めるということでございます。

### ○飯沼委員

1つは健康のところなのですが、健康づくりはとても大事。健康な方も、高齢者の方も、障害者の方もとても大事なところで、保健師の役割がどこの部署でもすごく大事であると思っているのと、私は保健師の数が足りないのではないかとこの間、何回も指摘させていただいているのです。その辺について、充実していくとか、厚くしていくというお考えはあるのかどうかということ。

あと、障害者のところ、今まで縦割りだったところをどこでもトータルで相談が受けられる、機能を分けなくてやっていくというご説明だったのですが、障害はそれぞれお一人お一人すごく違ったり、重複していたりということにおいては、相談の窓口からしても、やはり専門性が問われてくると思うのです。特に一番大事な出会いの窓口の業務の精度を上げていただきたいなと思いますので、その

辺はよろしく願いいたします。

#### ○柏原企画調整課長

保健の施策、健康づくり等の施策の企画立案であるとか、そういった施策の充実を図るという意味合いで、このポスト、係を置いております。先ほど少し触れましたけれども、専門職も含めて、そういった連携であったり、そういった部分の充実は、施策実施に向けて充実を図れるようにということでのポスト設置でございます。人事上の細かい話は別にいたしましても、そういった施策が進められるようにということでのポスト設置とご理解いただければと思います。

#### ○吉田委員

今の質問の続きのようになりますが、障害者福祉課のところですが、今までおっしゃったとおり、はっきり言って縦割りというか、ご相談を受けると、係の名前ではなく、その方の固有名詞が飛び交うところがあったので、基本的にはどなたでも同じような形で相談が受けられるという考え方としてはいいなと思うのです。

でも、現に、それぞれの方たちが人につく形でいろいろな相談が進んでいるので、それをこのように制度を変えるときに、急にそれがぱっとできるようにも思えない。このように体制が変わったことによって、相談にいらっしゃった当事者に、何か相談上での混乱が起きたり、そのようなことがないようにするための対策みたいなものを考えておられるのか。今まで一つ一つのご相談が、本当に人についていた感じなのです。それをちゃんと順調にスムーズに変えるための施策を何か考えておられるのかということと、ご相談を受けたときにすごく感じるのが、相談している皆様が、結局人が足りないと思えますとおっしゃるわけです。係の方の能力の問題ではなく、やはり数が足りないのではないかとということをおっしゃるのです。

この体制で、新設という形で工夫されていくということなのですが、実際、仕事の量との関係で言うと、それをどのようにスムーズにこなしていけるのかということをお伺いしたいと思います。

#### ○柏原企画調整課長

窓口の体制が変わるといふところがあります。これは、ほかの部署でもそうですけれども、区民の方々がご利用される際に混乱のないようにということで、今回は4月1日スタートということで予定しておりますけれども、その前には周知をということで、一般的なものでは、少なくとも3月の終わりの広報紙には周知できるような形で動いております。

今、ご指摘もありましたように、特に障害者福祉課にいらっしゃるお客様方に関しては、そういった混乱がないようにということで、所管の部分でも工夫を図ると聞いてございます。具体的に何をどうやってということまでは情報を聞いてはいないのですけれども、具体的な周知について検討はしていると聞いてございます。いずれにしても、混乱のないような形でスムーズな移行ができるようにということは考えてございます。

それから、仕事量につきまして、これも若干所要人員と言いますか、人数の話ではございますけれども、組織で言いますと、そういったところの係が分かれていたものを大きくくりにしてということからは、1つのメリットとしては、スケールメリットという効果は、ここだけではなくて、ほかの部署でもあります。そういった効果が1つ期待できるのではないかと考えてございます。

仕事量の関係といったところに関しましては、組織の考え方を変えるということとあわせて、例えば仕事の中身をどう効率化させるか、現場でいろいろな手法で考えるというのが基本だと思います。トータルでいろいろなことを考えながら、こういう仕事がうまく進むようにということで、今回の組織改正

をとということでございます。

#### ○吉田委員

どこの窓口でも、この組織が変わるときには混乱がないようにということではいろいろ工夫されると思うのですが、やはり障害者福祉課の窓口というのは、割とコンスタントに相談に行く。また、品川区の障害者福祉は、区の窓口に集中させる形になっています。地域の中に分けないというところがあるので、特にその辺はきめ細やかにしていただきたいと思います。

決算特別委員会でも質問しましたが、児童の計画相談については、国の計画ではとっくに全部済んでいなければいけないのが、まだ全然済んでいないところでは、実際にそういうことも起きておりますので、今後、一層その辺は気を配っていただきたいと思います。

#### ○石田（し）委員

少し確認させていただきたいのですが、危機管理のところ、「その他の危機管理室業務については総務課に引き継ぐ」と書いてあるのです。例えば新型インフルエンザやサイバーテロに関しては、総務課でそのまま業務を引き継がれるのか、確認させていただきたい。

それぞれ新設の係等ができていますが、これはトータルでいわゆる係長たちが増えるということなのか。減っている部分もあるので、プラスマイナスゼロなのか、それとも係長級の人たちが増えていくのかというのを確認したいなと思います。

なぜかと言うと、今管理職の担い手不足ということが言われている中で、品川区においては、その辺がしっかりとされているのかということも含めて確認させてください。

#### ○柏原企画調整課長

まず、危機管理の部分でございます。先ほど防災課の仕事というのは、ご報告したとおりでございます。

今、例示で出していただいた、例えば新型インフルエンザ等に関しましては、これに対する行動計画も既につくってありますので、保健の部門が中心に動きます。ただ、全体の調整や連絡の動きの調整などという全体的なところにかかるのは、やはり総務課の部分が引き継ぎます。

それから、サイバーテロも同様です。これは、何か新たな計画をつくるのではないのですけれども、これに関しましては、全体の調整としては総務課が引き受けるということになります。やはりそういう動きですから、所管部門は必ずありまして、その所管部門が中心に動くのですが、全体の調整というのは、総務課がそのまま引き継ぐということになります。

それから、係長の部分に関して、ポストの部分でございますけれども、これはまだ人員配置がまだです。組織のポストということで言いますと、係長のポストは1減になります。ただ、配置でどうなるのかというと、今まで兼務だったところもありますので、配置の関係によっては、この先、4月以降、違う数字になる可能性もありますが、ポスト的には1減になる。

これも若干人事の話になりますけれども、その先を見据える形で人材育成がなされて、次のステップで区政を担う人たちがきちんと育つ形での組織編成も意識しながらの動きということでございます。

#### ○石田（し）委員

総務のほうで全体的な危機管理の部分を行って、各所管で事柄によって動いていくというのは理解するのです。例えばBCPというのは、ずっとこれまで総務課の危機管理室を含めて担当されていて、災害が起きたときに、外の部分はもちろん防災まちづくりでやられるのでしようけれども、内部的な部分に関しては、引き続き総務課で担当されるのかどうか。そこだけ最後によりしくお願いします。



## ○柏原企画調整課長

ご指摘いただいたとおりなのですが、今までもそういった形で災害などがあったときの部分について、防災まちづくりが外の動きをやったり、内部でも当然動いてはいるのですが、トータルの内部の調整は危機管理室、総務課が行うところですので、それは今までと変わらず動くということでございます。

## ○須貝委員

今の総務部の危機管理室のことです。これは、名称として、例えば一般区民が心配事があって、今言ったサイバーテロを含め、インフルエンザ等あるのですが、そのようなときに、どこに連絡したらいいのか。品川区のホームページなどを見たときに、今だと危機管理室ということで、はっきり連絡先がわかると思うのですが、名称はそのまま残るのですかね。

それと、続いて、子ども未来部に保育支援課というものが新設されます。これは資料を読めば、開設する方への支援ということですが、一般の人が見たら、入園したい方の支援とも受けとめられます。これでいいのでしょうか。

そして、福祉部のほうで、障害者福祉課があります。これも、さまざま相談窓口に来られた方が、障害者相談係があって、知的障害者、それから、療育支援担当、精神障害者福祉担当と分かれていて、より相談しやすかったのではないかなと思うのです。区の内部の事業としては、さまざまな要因があるから、重複化しているということでまとめているんでしょうが、区民にとってはどうなのかなと少し思うのです。今までもそういう重複化ということで、やはり問題があったのでしょうか。

それから、健康推進部のほうで、保健調整担当とあります。これは、一般的に文字を読む限り、保健調整とは何なのだろうと、誰でも思うのです。これならば計画課のほうが、まだいいのかなと思ったのですが、その点についてもご見解をお聞かせください。

そして、防災まちづくり部で、国民保護担当というものが新設されます。これは、一般の区民から見て、何なのと単純に思うのではないですか。国民保護とは何ですか。我々は、いろいろ議会でも勉強しているからわかるのですが、国民保護とは何を保護しているのということになって、この名称が果たしていいのかなというのは、少し疑問に思うのですが、どうなのでしょう。

そして、最後、教育のほうなのですが、学校制度担当とあります。これは、「学事制度にかかわる施策を実施していくことから」と書いてありますが、指導課と結構密接なかかわり合いがあると思うのです。これは、ここに明確に置いてしまってよろしいのでしょうか。それについて、少しご見解と考え方をお聞かせください。

## ○柏原企画調整課長

何点か、特に名称にかかわる部分でのご質問をいただきました。まず、最初、危機管理の部分でございます。これにつきましては、今回の組織改正において危機管理室は廃止ということで、課としてはなくなるということです。

ただ、仕事そのものは同様の仕事が残りますので、これは今、ご指摘もいただきましたけれども、区民の皆様にはわかるような形で、例えばこういった形のご相談はどこにしたらいいのかというのは、当然、先ほど出たようなインフルエンザの話だったら国民保護とすぐわかるのですが、それ以外の部分につきましては、きちんとわかるように、とりあえず総務課に相談ができる。わからなければ相談してくださいということがわかる形での周知を図っていきたいと思っております。

それから、保育支援課の部分におきましては、仕事の内容としましては、開設支援の部分や民間の私

立の業者に対する支援というところ。ここは、やはり一番多い業務内容ということになりますので、この部分につきましては、保育支援課という名称でいきたいと思っております。あまり名称が長過ぎてもわかりづらいという逆の面が出たりするので、いろいろ中でも検討したところでありますけれども、この保育支援という形で行きたいと思っております。

あと、福祉部のほうです。障害者福祉に関しましては、これまで何か大きなトラブルや問題があったというよりは、法を見据えた中で、どういった方でも、まずは障害者福祉課の窓口に来れば相談に乗ってもらえるということで、どちらかというと枠をとった形で障害者福祉課に来ていただければ相談を受けられますという体制にしたというものでございます。

それから、保健調整の部分でございます。これも、内部では名称についての議論があったところでございます。今、委員に言っていた「計画」というご指摘もありました。議論はあったところでありますけれども、実は他部署との関係もございまして、他部署でも「計画」という言葉を使っています。電話に出てお問い合わせを受けるときに、係の名前でお話するということは多々ございますので、あまり他部署で使っているような名称、誤解を招くような言葉をそのまま使わないようにということで、全体を見ながらの名称ということにさせていただいております。委員がおっしゃったとおり議論はあったところでございますが、こちらは「保健調整担当」ということで、仕事の内容からしまして、これで考えてございます。

それから、国民保護も同様の部分がございます。これもいろいろ議論があったところでございます。ただ、実際に国民保護の事務は、もう既に防災課でやっているところがあります。これについては、その仕事を特化させた部分もありますので、この部分については、このまま行きたいというものでございます。

それから、最後、学校制度の部分でございます。最初、この部署は庶務課にあったということで、学事制度審議会の運営がありましたので、教育委員会の中では総務的な位置づけにある庶務課というところにあったのですが、仕事の内容として、実務がより学事制度にかかわる内容が多々ございます。それで、学務課の配置ということにしたのですが、おっしゃるとおり、教育委員会の中で庶務、指導課、センターも含めてですけれども、いろいろな関係がありますので、それは当然、今までどおり連携を図りながらということでございます。事務の密接度合いというところで、ここに配置したというものでございます。

#### ○須貝委員

理由はわかりました。職員の組織、区が運営するにあたっての組織はよくわかりました。これを読めばよくわかるのですが、一般の区民が見て、今はいろいろなホームページから何から、さまざま区で開かれたというか、どこで誰が見てもすぐに品川区の情報をつかめます。やはり区民にとってわかりやすい言葉が、開かれた品川区、身近な品川区につながると思うので、何かうまい工夫をしていただきたいと思っております。

#### ○あくつ副委員長

3点お伺いしたいと思います。まず、福祉部の介護・医療連携担当の主査の新設なのですが、これは私どもの会派からも以前、質問させていただいたことがあるのです。やはり医療との連携というところで、先ほど人員の配置はまだこれからだというお話があったのですが、医療ということで保健師、医者、医師会等とやりとりもされるのかなと思うのです。そういう医療的、医学的な知識がないと、当然やりとりはできないと思うのですが、その辺についての方向性を伺いたいのが1つ。

それと、認知症対策係に名称変更というところで、「保健医療」が外れたのです。3年前、私もよく覚えているのですが、これを新しく新設されて、今回は「保健医療」が外れたということで、これも当然、認知症ということで、すぐれて医学的な内容になっていると思うのです。保健師が残るのかどうか。たしか係長は保健師だったなと思って、そこのところを伺いたいと思います。

先ほどから幾つか出ていますが、障害者の相談の話。細かいことは伺いませんけれども、先ほど、例えばというお話で、地域割で係長が相談を受けることも考えられるというお話があったのですが、それによって、昨日も人事課長に申し上げたのですが、今まで私どもが受けてきたような、さまざまな区民相談がそこに起因するのではないかということも我々は感じていました。そこで、そういった決裁や認定についてかなりスピードアップするのかどうか。そこについて伺いたいと思います。

#### ○柏原企画調整課長

今回ご報告させていただいてございますのは、組織、枠組みというところの形を起こしたというところでご報告させていただいてございますので、人員等につきましては、これからというところがございます。

ただ、今おっしゃっていただいたように、介護・医療の部分、それから、保健医療の部分、認知症の部分は、医療と密接な関係がございますので、そういったところも考えながらでございますが、ご報告としては、今日お話しした組織のありようといいますか、考えということで報告をさせていただいたということでございます。

それから、障害者福祉に関しては、先ほども少し議論があったところでございますけれども、地域割にしたり、障害の種別を外してというところで、相談体制をより充実したものにしたいという思いと、事務に関するところ。例えば認定等といったところの効率化も含めて、こういった組織体制にしたというところはございます。

#### ○吉田委員

すみません。言葉の端を捉えるようでまことに申しわけないのですが、先ほど障害者相談支援担当の係長を複数置くので、「例えば」とおっしゃったのであえて言わなかったのですけれども、地域割というのが、そのようになってしまうのでしょうか。そこがとても気になります。

私たちがいつも主張しているのは、品川区は地域で相談先を決めてしまっている。そうではないとご答弁はいただくのですが、現実的には、地域で相談先が決まってしまっている現状があって、それは本来、相談先は当事者の方が自分たちで選べる形にするべきだと思っております。この係長複数制ということで、そういう方向だと理解したほうがいいのでしょうか。その辺を確認だけさせてください。

#### ○柏原企画調整課長

先ほどもご答弁差し上げたのですが、そのように進んでいるというところではないです。ただ、そういったやり方もあるということで、所管からは聞いておりますので、どういう形で調整しているかは、窓口で受ける部分はこういった形が一番相談する方にとってよろしいのかという目線になるかと思いません。そういったところを含めて、所管で今検討していると聞いております。

#### ○飯沼委員

すみません。今のところなのですが、私たちも障害を持っていらっしゃる皆様お一人お一人が相談先を選べる。地域割にはしていただきたくないなと思っております。1点はお願いです。

あと、教育委員会の学校制度担当（主査）というものが新設されまして、「旧」の学校計画担当がなくなって、移るわけです。そういった意味で、「旧」のところを見たら、庶務課に学校計画担当課長が

一緒になっているのですけれども、この課長のポストはそのままなのでしょうか。そこをお願いします。

#### ○柏原企画調整課長

今、こちらで組織をお示ししましたのは、課の体制、係の編成体制ということでお示しさせていただいているところでございます。

特に担当課長、担当部長等につきましては、現段階ではまだ決まっているものではございません。これは、人員の配置の部分もでございますので、今、組織としてお示ししたのは、こういった内容が決定といたしますか、この形でご報告をさせていただいてございます。

#### ○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○伊藤委員長

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(2) 平成30年度都区財政調整について

#### ○伊藤委員長

次に、(2)「平成30年度都区財政調整について」を議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

#### ○秋山財政課長

それでは、私から平成30年度都区財政調整についてご説明させていただきます。これは、昨年の秋から都と区で協議を続け、今年2月1日の都区協議会において合意が成立したものでございます。平成30年度都区財政調整方針とあわせて、平成29年度の再調整についてもご報告させていただきます。

まず、平成30年度の都区財政調整についてでございます。都区財政調整方針であります。これは、例年と内容は変わっておりませんが、第一の「基準財政収入額」ですが、基準財政収入額は、過去の実績に基づく標準算定を行う。合理的に測定する趣旨を踏まえるということでございます。過去3年の実績に基づくということでございます。

2として、算定にあたっては、経済および税制改正の動向を考慮しつつ、標準徴収率により算定ということで、こちらも例年どおりでございます。

第二、「基準財政需要額」でございます。

1として、需要額は、特別区が等しく行う事務を遂行することができるよう、合理的、適正な方法により標準算定を行う。

2として、特別区における行財政の実態を踏まえ、算定方法を見直すとともに、各測定単位における数値の増減、国・都の方針による増減を見込むものとするということで、この見直しにつきましては、毎年行っておりまして、昨年秋より都区で行っており、今回、都区で合意したというものでございます。

第三の「今後の措置」でございます。この方針に基づき、都の条例および予算案を平成30年第1回東京都議会に付議するというもので、その確定をもって、区別の算定は、数値の確認を待って行うということです。区別の算定でございますけれども、平成30年度の測定単位の数値というのは、各区の人口や児童数や面積等ございまして、平成29年度の決算数値をもとに、今回決まりました単位費用を用いて、普通交付金の算定をするというもので、例年ですと夏ごろ、当委員会において、当初算定としてご報告させていただいているものであります。

2ページをおめくりください。全体の当初のいわゆるフレームと言っているものでございます。まず、上から10行分が交付税の総額の算定をするものでございまして、交付金の総額という重要なところでございます。上から3行分の、「調整税」と書いてありますが、固定資産税が1兆2,309億700万円、4.2%の増。市町村民税の法人分が6,235億5,000万円で10%の増。特別土地保有税は1,000万円で変わらずということで、調整税の合計が1兆8,544億6,700万円ということで、全体として6.1%の伸びでございます。

このうち、特別区の方は55%ということですので、本年分は1兆199億5,700万円。

それで、積算分は、平成28年度の決算を見ての確定分ですので、その積算分を加えまして、今年の財政調整の合計が1兆227億7,700万円ということで、これを普通交付分95%と特別交付金分の5%に分けたものが、その下の内訳でございます。

それで、基準財政収入額でございます。特別区税から、下の基準財政需要額Cの上、地方消費税交付金特例加算額まで、合計が1兆1,315億2,600万円となります。

これと、基準財政需要額Cの2兆1,031億6,400万円は、財政の需要額を積み上げたもので、この差が、CマイナスBの額ですけれども、9,716億3,800万円が交付額の当初見込みとなるものでございます。

3ページをおめくりください。都区財政調整の金額概要でございます。

1の欄は、今ご説明したものでございます。

今回、平成30年度財政調整の新規算定等の主な項目といたしましては、新規算定としましては、定期利用保育補助事業費、それから、自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費負担金など、あわせて12項目でございます。主なものを特記させていただいております。

算定改善等は、区立保育所管理運営費、国民健康保険事業費の助成、それから、投資的経費に係る工事単価の見直しなど32項目。

その他として、保育所整備等対応経費の臨時的算定ということで、こちらも32項目。

普通交付金の所要額は9,716億円ということで、7.3%の増でございます。

4ページをおめくりください。こちらは、平成29年度の再調整の方針ということでございます。

平成29年度の財政調整につきましては、平成29年度の都区財政調整決定方針に基づき、区別算定が今年の夏ごろ行われております。その後、調整税の動向を踏まえて、調整税が比較的堅調であったということで、増えておりますので、再調整を行うというものでございます。

第一の「交付金の総額」ですけれども、東京都一般会計予算において、調整税が増額補正されることに伴う増額ということでございます。

したがって、「基準財政需要額」も、下の3つのものを再算定するものとして挙げているものでございます。1つは、保育所整備等対応経費の臨時的算定、投資的経費に係る工事単価の見直し、それから、民泊対応経費ということでございます。

「今後の措置」でございますけれども、これは平成30年度の当初算定と同じく、第1回の定例会に付議した後に、補正予算等の成立を待って行うというものでございます。

5ページが再調整の概要でございます。1の再調整額は333億円ということです。当初算定のときが110億円。それから、調整税の徴収の動向ということで、税収増による交付金の増が223億円ということで、再調整は333億円をもって行います。これを95%と5%に分けて、95%の普通交付金の所要額が310億円、特別交付金への加算が23億円というものでございます。再調整の主

な内訳ですけれども、先ほどご説明させていただいた保育所整備等対応経費の臨時的算定が285億円ということになってございます。

品川区の影響額ですけれども、正式には、今後算定するというところでございます。保育所整備等対応経費の臨時的算定が約11.6億円。投資的経費に係る工事単価の見直しが1.32億円。民泊の対応経費が約400万円ということで、総計で13億円弱程度と見込んでいるものでございます。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○石田（し）委員

特区の財政調整で、23区側から標準区の経費見直しについての提案を66項目出されていて、この資料の中にも、幾つか「新規算定」と書いてあるのです。これは、どのくらい反映されているのか。具体的ではなくてもいいのですけれども、全体的にどのくらい区が要望したことが受け入れられているのかというのをお聞きしたい。

あと、個別の提案の課題として、交付金の割合の見直しや都市計画の交付金のあり方に関する見直し、児童相談所の関連経費なども出ているのですが、この辺はどのようになっているのかお聞かせください。

それと、少し離れてしまうのですが、いわゆる税制度の見直しというのは、都区のあり方でも協議されると思うのです。これは、今どのような状況になっているのか。その点もあわせて教えてください。

#### ○秋山財政課長

まず、財政調整の個別の調整の内容でございます。今回、新規算定が12、算定改善等が32、その他の算定が32ですが、ご存じのように提案としてはかなり出しておきまして、算定として入らなかったものは、区側で31項目。あと、都側の提案でも8項目。それは、協議が整わなかったということで、上げる、下げるを都区で協議していて、協議が整わなかったのがそのぐらいあったところでございます。かなり特別区側としましても、各区の担当者等でこの事業は財政調整に算定すべきということで、事前に協議を重ねて都区の協議にあげるのですけれども、なかなかその中でおさまるものとおさまらないものがあるということで、毎年こういう形で都区の協議を続けているというものでございます。

それから、今回、こちらの中には児童相談所等が入ってございません。児童相談所に限らず、都区でなかなか協議が整わないものが、例えば考え方として都市計画交付金の額や特別交付金のパーセントの軽減というところがありまして、それは引き続き、毎年諦めずに都区の協議を続けている状態でございます。

特に児童相談所につきましては、特別区の事務であるので、都区の財政調整算定も55%の配分を変えるべきものであるという主張をしてございます。それに対して東京都は、当然「うん」とは言っておりません。今回、協議をしなかったということではなくて、かなりの時間をかけて、都と区で協議のやりとりを続けておりました中でも協議が整わなかったので、来年に見送りという形で今回決着しているというところでございます。

それから、都区のあり方です。事実上、動いておりません。特別区側からも、あり方の検討を進めたいということで、平成29年度版から、東京都への要望事項の中に、検討を進めるということを入れております。これについては、引き続き要望していくというつもりでおります。

#### ○石田（し）委員

引き続き頑張ってくださいと思います。

今、個別案件が出て、児童相談所については、区としても、これから平成30年度の予算審議になりますが、ここでも準備の経費が上がってくるのかなと思うのです。今回、都区財政調整には入ってこないということは、この準備のものに関しては、基本的に区の持ち出しで進めなければいけないという認識なのかどうか。そこだけ少し教えてください。

#### ○秋山財政課長

こちらは、普通交付金の算定の中で協議を整えるということを目標としておりますか、今3区が先行してやっております準備の関係の経費も出ておりますので、とりあえず区としては特別交付金で要求していこうというところでございます。

#### ○飯沼委員

資料1 ページ目の第二の「基準財政需要額」の2のところ、毎年秋から見直しを行っていて合意をしたということなのです。今回の議論の中で、中心的な課題が何かあったのかどうか。もしあったら、それを聞かせていただきたい。

あと、方針が出された後、「平成30年度測定単位の数値の確認を待つて行う」とあるのですが、この後、作業的なスケジュールでどうやって額が決まっていくのかを教えてください。

#### ○秋山財政課長

今回の協議の主な内容は、一応、税制改正大綱に合わせて、いろいろ税制が変わっておりまして、都区の財調算定の行方がなかなか見通せないというところもありました。それを前提で臨んでおりますので、大きなものは、やはり都区の中で、今まで合意ができていない配分変更の変更事由にあたるものであるとか、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、特別交付金の割合であるとか、都市計画交付金等、何年もなかなか合意が整っていないものがあるのですけれども、そちらを引き続き検討、交渉していたというのが本来のところ、特に大きいものは、今回は児童相談所の関連経費と、合意した中でお示ししていますけれども、国民健康保険の事業についても合意をしてございます。そのようなものが今回、中心的な部分だったと認識しております。

それから、スケジュールでございますけれども、区別の算定で平成30年度測定単位の数値というのは、4月1日現在の人口や15歳未満の人口などが数値になります。そちらの数値の確定をもって、今回、都の条例に出ました単位費用にその人数を掛け合わせて需要額が出ますので、そういう計算をして算定するというスケジュールになってございます。

#### ○飯沼委員

いろいろ議論のところ、3ページの「新規算定等の主な項目」で、平成29年度もそうですけれども、保育のところ、いろいろ新たに設けられたり、改善されていくというあたりで都の考えがあらわれていると思うので、基本的な考えがわかったら教えてほしい。

ここに「国民健康保険事業助成費」と書かれていますが、国民健康保険の広域化に伴う変更などがあるのかどうか。そこも教えてください。

#### ○秋山財政課長

保育関係は、かなり算定されてございます。こちらは、東京都も含めて、各区も待機児童対策に力を入れているところでもありますので、それについて、等しく需要があるものについては算定していこうということで、今回、幾つか保育関係のものが算定されているというところでもあります。東京都としても、協議を出した区側の提案を全て「だめ」と言っているものではなくて、必要などころにはつけていく考え方だと認識してございます。

それから、国民健康保険ですけれども、これはおっしゃったとおり、広域化の制度変更に伴い、ざっくり言うと、今まで区が保険者だったものが都になりますので、財政の規模が変わります。それに従って整理をしたというところが、算定の大きな理由というものでございます。

**○伊藤委員長**

ほかにはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○伊藤委員長**

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(3) 固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続について

**○伊藤委員長**

次に、(3)「固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続について」を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

**○伊東税務課長**

それでは、私から固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続についてご報告させていただきます。

この件につきましては、平成29年請願第6号および第7号といたしまして、「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願」が提出されまして、昨年9月25日、第3回定例会の総務委員会において審査の後、10月19日の本会議におきまして、都知事宛てに軽減措置の継続を求める意見書について議決されまして、提出されたものでございます。

今般、東京都より公表がありましたので、ご報告いたします。お配りしてあります資料をご覧ください。

1番ですけれども、1月26日に東京都において平成30年度についても、これらの軽減措置を継続する旨の公表がございました。

2番に記載する3つの項目が意見書にて、軽減措置の継続を求めたものでございます。(1)ですけれども、小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置は、都市計画税を2分の1に軽減するものです。

そして、(2)小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置は、固定資産税・都市計画税の2割を減免する旨です。

(3)商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引き下げ措置については、65%に相当する税額まで軽減するものです。

2の(1)につきましては、平成30年第1回都議会定例会に東京都都税条例改正案が提出される予定で、(3)につきましては、当該措置の根拠となる改正地方税法が公布され次第、東京都都税条例の改正手続をする予定とのことでございます。

**○伊藤委員長**

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○伊藤委員長**

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---



## 2 その他

### (1) 所管質問について

#### ○伊藤委員長

次に、予定表2の「その他」を行います。

まず、(1)の「所管質問について」を議題に供します。

昨日の委員会において、飯沼雅子委員より、今定例会の一般質問にかかわる所管質問の申し出がございました。

質問項目は、南恵子議員の代表質問の「待機児」に関する項目の中の、職員数・超過勤務時間数・病気休暇職員数についてでございます。

それでは、まず、所管質問の内容について、本会議の質問の繰り返しにならないような形で、改めて飯沼委員より質問をお願いいたします。

#### ○飯沼委員

質問は、南恵子議員の代表質問なのですが、タイトルは「公約実現の最終年、区長は責任を持って待機児ゼロに」の質問の5番目の質問に対してです。内容的には、保育課の仕事が増えているということと、昨年、3定の一般質問で明らかになったことで、保育課の残業が、最高1,510時間だったので、大変過酷な状況で、課の平均が361時間で、どのように改善されているのか。また、病気休暇職員数は何人なのか。増減もあわせて伺います。また、仕事量にふさわしい職員増を求めますがいかがでしょうかという質問内容だったのです。このご答弁が、負担軽減は図られていますということなのです。この答弁がありましたけれども、具体的に残業は減ったのでしょうか。具体的にその辺をお知らせいただきたいのが1点です。

あと、答弁の中に、病気休暇職員は何人ですか。また、増えたのですか、減ったのですかと聞いていることに対して答えがなかったのです。このことについてお答えいただきたい。

あと、もう一点は、病気休暇で残業が要因となった職員はおりませんというご答弁だったのです。このことに対して、根拠をお示しいただきたい。残業はやられていなかったのか。どういうことなのか、オーバーワークになっていなかったかどうか。その辺をわかたら教えていただきたいと思います。

#### ○伊藤委員長

答弁をお願いいたします。

#### ○黒田人事課長

まず、負担軽減が図られたのかというご質問につきましては、平成28年度の状況といたしまして、1,510時間残業した職員、係の仕事としましては、国や都への補助金申請や調査を担当しております、他の職員と役割分担が違った仕事を担当しているところがございます。その中でも、平成28年度は保育の補助金にかかわる制度改正が例年以上に多く、制度改正に対応することにかなり時間を要したということがございます。

そのような中で、持病再発による病欠者が、その時期に2名出たために、係内でのバックアップ体制がとれずに、1人の職員に仕事が集中したという状況がございました。その職員の超過勤務につきましては、平成29年度の第3四半期まで集計したところ、前年の約半分になっているということで、軽減が図られているものでございます。

病欠者の状況でございますが、平成28年度に病気休暇を取得した職員は5名おります。平成29年度は、現時点で2名ということで減少してございます。そのうち、病気休暇から、その後、休職となっ

た者は、平成28年度、1名、平成29年度、1名という状況でございます。

超過勤務時間が多い職員につきましては、通常におきましても、必ず産業医の面談を行っております。その面談内容の結果につきましては、所管にもフィードバックしまして、負担の軽減、事務負担の見直し等につきましては、こちらからも所管に依頼しているところでございます。

その産業医の面談の状況を確認しますと、メンタル不調者の状況としまして、原因として多いのは、業務内容の困難性。どうしても区民の皆様からの問い合わせ等、解決しがたい状況もありまして、仕事の困難性もございますし、対人関係などのストレスからメンタル不調で休むという状況があると産業医の方から伺っております。

病気休暇者の状況を確認しましたが、休む前の超過勤務状況を見ましても、超過勤務の時間数が多かったということはございませんで、そういった関係の超過勤務と休職には、こちらとしては直接的な関係はないということとご答弁したものでございます。

#### ○伊藤委員長

答弁が終わりました。本件につきまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○飯沼委員

ぜひ具体的に数字などを伺ったときは、本会議の場であっても、きちんとご答弁いただきたいと思うのです。実際に答弁漏れなどがあると、後で聞かざるを得ないという状況になります。再質問、再々質問にもすごく影響してくるわけなのです。質問の具体的な数字のところは、ぜひお答えいただきたいなと思います。

あと、最後のところなのです。病欠者は超過勤務、残業に起因していないというのは、どなたがどのように判断されるのでしょうか。課長が、その前の残業時間などを見て、数字的なもので判断されるのでしょうか。私はそういうものではない。やはり病気が発生したときの原因は、多方面でチェックが必要であると思うのです。これは、担当課や職員からの意見を聞いているのでしょうか。あわせて伺います。

#### ○黒田人事課長

先ほどご答弁申し上げた産業医の面談の中で、どういった状況でメンタルが不調であるかというところにつきましては、精神科を専門とする産業医もおりますので、そういった中で職員と面談して、状況を聞いた中で対人関係のストレスでありますとか、業務の困難性ということで、業務がなかなか自分の中でうまく行かないという話を聞く。直接、その席に人事課長が同席しているわけではございませんが、そういった産業医面談の内容を確認したり、その前の超過勤務の状況などを確認した上で、超過勤務が直接の病欠と関連があるとは認識していないと判断しているものでございます。

#### ○飯沼委員

最後になりますけれども、いろいろな方からご意見をきちんと聞いていただきたいというのは、先ほど申し上げました。メンタルの面でも、ほかの面でも、体調不良の場合は超過勤務を配慮するとか、免除されるとか、そういう手立てはとられているのでしょうか。

#### ○黒田人事課長

繰り返しになりますが、産業医の面談等の確認の結果、対応が必要な者につきましては、人事から各所管に対応をお願いしているという状況でございます。保育課で言いますと、平成28年度から平成29年度につきましては、保育課の職員を増員するということもございますので、そういった中で必要などころには人を配置して対応しているところでございます。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

では、ほかになければ、以上で所管質問を終了いたします。

---

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○伊藤委員長

次に、(2)「議会閉会中継続審査調査事項について」でございますが、お手元の申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ありがとうございます。

それでは、この案のとおり、申し出をいたします。

---

(3) 委員長報告について

○伊藤委員長

次に、(3)「委員長報告について」でございます。

議案審査の結果報告につきましては、正副にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ありがとうございます。

それでは、正副でまとめさせていただきます。

---

(4) その他

○伊藤委員長

次に、(4)「その他」でございます。

その他で何かございますか。

○柏原企画調整課長

私からは、1点、お知らせ、告知でございます。

特別区の全国連携プロジェクトの関係で、「『お茶の京都』を知る」と題しまして、特別区の区長会が京都の市長会と町村会と広域連携の協定を結んでいるのですが、お茶で有名な京都の南部の地域、宇治市といったところの方々から、京都のお茶を知ってもらいたいということで提案がありまして、パネルの巡回展示を各区で回っているところでございます。

そのパネル展示は、品川区では3月5日から16日までです。区役所のあいている時間帯になります。本庁舎と第2庁舎の間の3階の連絡通路で主にパネル展示をするというものでございます。お時間のあられる際には、ぜひご覧いただければと思っています。

今、我々でも調整しているのは、12日の週ぐらいは、もしかすると、実際に京都から来ていただいて、お茶のふるまいもしていただけるのではないかとということで調整しております。お時間がある際

は、ぜひご覧いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○伊藤委員長

何かこのことで確認したいことはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

では、以上で「その他」を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午前11時16分閉会